

## 社会福祉法人度会町社会福祉協議会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人度会町社会福祉協議会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程を次のように定める。

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人度会町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬（ただし、町の特別職及び職員については、支給しない。）
- (3) 評議員 報酬（ただし、町の職員については、支給しない。）

### (報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、別表1に従って算定した額を報酬として支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の支給は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条第1項の規定に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、執務日毎に支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が職務のため出張したときは、費用弁償として職員旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人度会町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程（平成28年規程第16号）及び社会福祉法人度会町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成28年規程第18号）は廃止する。

別表1 役員等の報酬

常勤の理事	月額	120,000円
非常勤の理事及び監事	日額	3,000円
評議員	日額	3,000円